

令和2年度

東京都中小企業職業訓練助成金のご案内

東京都では、従業員のスキルアップのために職業訓練に取り組む中小企業等に助成金を支給します。

● 3時間以上の訓練から対象

教育機関で実施する訓練は3時間以上から対象となりました！（上限あり）
自社内で実施する訓練は6時間以上から対象です（上限あり）

● 申請は随時受付

訓練計画が立てば1月まで随時申請できます！

● 教育機関で実施する訓練は受講料の半額（上限あり）を助成

1人1コースあたり最大15,000円の助成が受けられます！

● 支給限度額は1企業・団体あたり100万円

限度額に達するまで、年度内に何回でも申請できます！



申請できる方

都内に本社又は主たる事業所がある中小企業・中小企業の団体で、以下の要件を満たす方

- ①訓練に要する経費を受講者に負担させていないこと
- ②訓練を勤務時間内に行い、通常の賃金を支払っていること
- ③助成を受けようとする訓練について国又は地方公共団体から助成を受けていないこと など

助成対象となる訓練の要件・助成額

申請者が自ら企画し実施する訓練のほか、教育機関に従業員を派遣して実施する訓練も対象となります。

	自ら企画し実施する訓練		教育機関で実施する訓練
申請者	中小企業	中小企業の団体	中小企業
助成対象者	訓練修了者のうち、都内に勤務する当該企業の従業員	訓練修了者のうち、団体を構成する都内中小企業の従業員	訓練修了者のうち、都内に勤務する当該企業の従業員
訓練時間	6時間以上 12時間未満	6時間以上 12時間未満	3時間以上 20時間未満
訓練場所	東京都内		
修了者数	2名以上	2名以上	1名以上
訓練内容	受講者の職務に必要な専門的な技能・知識の習得・向上、又は専門的な資格の取得を目的とするもの ※詳しくはお問い合わせください。		
助成額*1	助成対象者数×訓練時間数×430円	助成対象者数×訓練時間数×430円 (経費-収入の額を上限)	受講料等*2の2分の1 (1人1コースあたり15,000円を上限)

*1 1人あたりの助成対象訓練時間の上限は年度内100時間

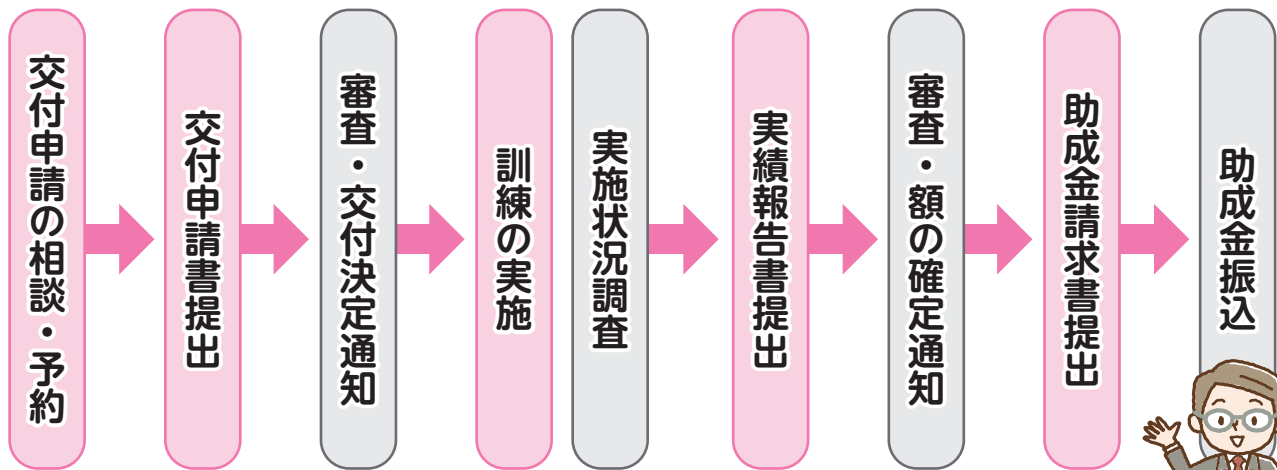
*2 受講料等とは受講料、教科書代及び教材費とする（いずれも税抜き）

活用事例

自ら企画し実施する訓練	教育機関で実施する訓練
<p>コース名：プログラミング基礎研修</p> <p>対象者：システム開発者 受講者数：6名</p> <p>訓練時間：10時間（2日）</p> <p>助成額 25,800円（内訳）6名×10時間×430円 さらに毎月研修を計画し、10コース実施した場合 →6名×10時間×10コース×430円= 258,000円</p>	<p>コース名：衛生管理者免許試験対策講習</p> <p>対象者：販売店舗管理者 受講者数：4名</p> <p>訓練時間：12時間（2日） 受講料：26,000円</p> <p>助成額 52,000円（内訳）26,000円×1/2×4名</p>

手続きの流れ

ピンク色の部分が申請者に行っていただく手続きです。



申請期間

令和2年2月17日から令和3年1月15日まで随時受け付けます。

申請回	申請期間	訓練の実施期間
第1回	2月17日(月)～3月16日(月)	4月1日(水)～3月31日(水)
第2回	3月17日(火)～4月14日(火)	5月1日(金)～3月31日(水)
第3回	4月15日(水)～5月15日(金)	6月1日(月)～3月31日(水)
第4回	5月18日(月)～6月15日(月)	7月1日(水)～3月31日(水)
第5回	6月16日(火)～7月14日(火)	8月1日(土)～3月31日(水)
第6回	7月15日(水)～8月17日(月)	9月1日(火)～3月31日(水)
第7回	8月18日(火)～9月14日(月)	10月1日(木)～3月31日(水)
第8回	9月15日(火)～10月15日(木)	11月1日(日)～3月31日(水)
第9回	10月16日(金)～11月16日(月)	12月1日(火)～3月31日(水)
第10回	11月17日(火)～12月14日(月)	1月1日(金)～3月31日(水)
第11回	12月15日(火)～1月15日(金)	2月1日(月)～3月31日(水)

お問い合わせ

企業等の所在地を管轄する職業能力開発センターにお問い合わせください。

センター名	所在地	電話番号	管轄地域
中央・城北 職業能力開発センター	〒112-0004 文京区後楽1-9-5	03(5800)2611	千代田区、新宿区、文京区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区
城南 職業能力開発センター	〒140-0002 品川区東品川3-31-16	03(3472)3411	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、島しょ町村
城東 職業能力開発センター	〒120-0005 足立区綾瀬5-6-1	03(3605)6147	中央区、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
多摩 職業能力開発センター	〒196-0033 昭島市東町3-6-33	042(500)8700	多摩地域市町村

詳細は東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/jinzai/ikusei/kunren_josei/

トップページ → 企業の人材確保・育成 → 人材育成の支援 → 東京都中小企業職業訓練助成制度

